

# 平成21年度 全国中学校体育大会 第40回全国中学校サッカー大会 宿泊・弁当・輸送要項

宿泊の取扱は、東武トラベル(株)長崎支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。  
添乗員は同行いたしません。旅行条件につきましては、別紙の旅行条件書をご覧ください。

## 1. 基本方針

平成21年度全国中学校体育大会 第40回全国中学校サッカー大会の宿泊及び昼食の確保に万全を期する事を目的とし、次のように定めます。

- (1) 全国中学校体育大会長崎県実行委員会（以下「実行委員会」という）の宿泊・弁当基本方針にしたがって実施します。
- (2) 宿泊・弁当は、東武トラベル（株）長崎支店が企画・実施する「募集型企画旅行」です。
- (3) この要項の適用対象者（以下「大会参加者」という）は、第40回全国中学校サッカー大会に参加する選手、監督、コーチ、引率教員、応援生徒、役員（視察員含む）、報道関係者及び一般応援・保護者（小児含む）とします。
- (4) 大会参加者は指定宿舎とします。なお、指定した宿舎の変更は原則として認めません。変更によって生じたすべての紛議や損失は、任意に宿舎を変更した者がその責任を負うことになります。  
この場合において、選手、監督、コーチ、引率教員については、大会要項により正規に認められた者とします。
- (5) 宿泊・弁当の取扱は、実行委員会が指定した「東武トラベル(株)長崎支店」（以下「宿泊事務局」という）が担当します。必ず宿泊事務局を通して申込等行って下さい。
- (6) 宿泊中の選手等に風紀上悪影響が及ばないよう教育的配慮をします。
- (7) 選手・監督等の宿泊はできるだけ都道府県別、同一地区に割り当てるとともに性別についても十分配慮します。
- (8) 輸送については、長崎県内を発又は着とする貸切バスのみ実施いたします。

## 2. 取扱（適用）期間

平成21年8月18日（火）～8月24日（月） （但し、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮します。）

## 3. 宿泊プランのご案内（募集型企画旅行）

- (1) 宿泊料金について（1名様料金、税金、サービス料込み）

参加者区分 宿泊タイプ	料 金	食事条件	部屋タイプ
選手・監督・コーチ・ 引率教員・応援生徒・ バス乗務員	「島原」 9,000円 「雲仙」 9,000円	1泊2食	和室
一般応援・保護者・ 報道関係者	Aタイプ 「島原」ビジネスホテル：6,500円	1泊朝食	洋室
	Bタイプ 「島原」 旅館（和室）：9,000円	1泊2食	和室
	タイプなし「雲仙」 旅館（和室）：9,000円	1泊2食	和室

※各タイプのホテル名については、下記をご参照下さい。

- Aタイプ 「島原市内」 ビジネスホテル（洋室）／ビジネスホテルとらや・ニュークイーンホテル・ビジネスホテル白山
- Bタイプ 「島原温泉」 旅館（和室）／九十九ホテル・ホテル南風楼・島原観光ホテル小涌園・旅館海望荘
- タイプなし「雲仙温泉」 旅館（和室）／有明ホテル・湯元ホテル・富貴屋

- ・原則として、1回戦の試合会場と同じ地区に宿泊斡旋いたします。（島原市会場は島原温泉の宿泊、雲仙市会場は雲仙温泉宿泊となります。）一般応援・保護者の方も同様に、1回戦の試合会場と同じ地区に宿泊斡旋いたします。
- ・組み合わせ抽選の結果、宿泊地区・宿舎を決めさせていただきます。
- ・「宿泊・弁当・輸送申込書」の宿泊希望タイプ（島原会場のみ）は、一般応援・保護者のみご記入下さい。ただし、抽選結

果により試合会場が雲仙市になった場合は、ご希望が島原のビジネスホテルであっても、雲仙温泉の旅館（和室）となりますのでご了承下さい。

- ・試合の結果で勝ち進んでいかれた場合、宿泊地区・宿舎の変更は、原則としてお受けできません。
- ・各タイプ及び各宿舎の収容人数が満員に達した場合は、やむを得ず予定宿舎以外への配宿を行うことがあります。
- ・宿泊料金は、1泊2食または1泊朝食、サービス料、消費税等を含んだお1人様の料金です。
- ・一般応援の宿泊にて小学生以下の宿泊の場合も料金差はありません。
- ・希望部屋タイプ、食事条件を宿泊申込書の「宿泊タイプ」欄に記入して下さい。
- ・その他宿泊に関しての要項事項は「備考」欄に記入して下さい。
- ・お部屋割りにつきましては、和室の場合は定員（4～6名）利用、洋室の場合は1～3名利用といたします。なお、原則として選手・監督・コーチ・引率教員・バス乗務員の方の個室希望は承れません（男女別の関係はのぞく）ので、ご了承願います。一般応援・保護者・報道関係者も島原のビジネスホテル以外は、個室希望は承れません（男女別の関係はのぞく）。
- ・選手優先となりますので、一般応援・保護者は、満室の場合は、選手と分宿になる場合がございます。
- ・駐車場の数に限りがございます。配宿決定後に各宿舎へ駐車場の状況をお問い合わせ下さい。  
なお、駐車料が別途必要な場合は、直接宿舎にお支払い下さい。
- ・役員（視察員含む）の宿泊については、大会事務局へお申込みください。
- ・諸般の事情により宿泊の変更をお願いする場合がございます。その際は、ご協力をお願いします。
- ・宿泊の取消料については、別項に定めます。

#### (2) 早朝・遅発について

- ・到着は原則として、15:00以降、出発は10:00以前とします。それ以外については追加料金が必要となる場合がございます。

#### (3) 欠食控除について

- ・朝食、夕食ともに欠食控除については、特別な事情を除き、お取扱い致しません。

### 4. お弁当のご案内

- ・平成21年8月19日～24日の間、1食800円（お茶付・税込）で希望により準備します。なお、ご注文以外の当日販売は行いませんのでご了承下さい。
- ・宿泊申込時に共通の申込書に必要事項を記入し、送付して下さい。また、弁当代金の支払い等についても、宿泊料金と同様の取扱となります。
- ・弁当は、競技場内で指定された弁当交換所にて、「宿泊・弁当・輸送申込書」をご提示のうえに、学校毎に11時～13時までの間に受け取って下さい。
- ・弁当の空箱回収を行いますので、特定の場所に14:30までにご持参下さい（一般のゴミの回収はいたしません。）

### 5. 変更・取消

	3日前まで	2日前まで	前日	当日
宿泊取消料	無 料	20%	40%	100%
弁当取消料	無 料	無 料	無料（但し16:30迄）	100%(前日16:30以降)
貸切バス取消料	変更・取消については東武トラベル(株)長崎支店までご相談下さい。			

※選手、監督、コーチ、引率教員、応援生徒、保護者が試合の結果により翌日の宿泊を取り消しする場合は、取消料を免除します。但し、当日の取消については上記の料率のとおり全額を申し受けます。

#### ※宿泊人数の変更について

- ・最初の宿泊・弁当申込書及び宿泊・弁当名簿に変更事項を明記の上、下記申込先へFAX下さい。  
あわせて電話にて確認のご連絡をお願いします。

#### ※お弁当の変更・追加について

- ・ご利用前日の16:30までに、下記申込先に最終の必要個数を必ずご連絡下さい。ご連絡のない場合は、当初の申込個数でお届けします。

### 6. 申し込み

#### (1) 申込方法・締切日について

- ・出場が決定次第、別紙の申込用紙に原則パソコン入力をし、下記アドレスまでメールにてお申し込み下さい。(ファイル名は「サッカー、〇〇中学校」として下さい)パソコンでの入力が不可能な場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入して FAX にて下記までお申し込み下さい。(名前・申込内容等の間違いを無くするため、原則電子ファイルでの申込にご協力下さい。)メール送信後、あわせて電話にて確認のご連絡をお願いします。
- ・電話での申込、変更、取消は一切受付できません。(メール・FAXにてお願いします。)
- ・申込締切は、**平成21年8月10日(月)の12:00(正午)必着**とします。

(2) 宿泊決定通知・精算について

- ・申込責任者宛に8月14日(金)17時までに回答書及び請求書をメールまたは FAX にてお送りします。
- ・回答書到着後、指定口座へ**出発まで(8月18日)にお振込み願います**。宿舎でのお支払いは、お受けできません。また、振り込み手数料は誠に申し訳ございませんが、お客様ご負担にてお願い致します。
- ・変更・取消に生じた差額は、大会終了後、振込にてご指定の口座へご返金致します。

## 7. その他

- ・ご来県後の移動手段については、大会参加者の希望に応じて貸切バスの手配も可能です。別紙申込用紙にてお申込下さい。
- ・貸切バスをお申し込み以外の大会参加者の宿舎から会場までの移動は、公共交通機関をご利用下さい。その際、タクシー・レンタカーをご利用の場合は、直接各関係会社にお申込下さい。

## ☆お申し込み・お問い合わせ先

〒850-0055 長崎市中街1-22 MJMビル5階

**東武トラベル株式会社長崎支店** 『第40回全国中学校サッカー大会』係

総合旅行業務取扱管理者：河野圭一郎 / 担当：森山・久保・深江

TEL：095-821-7508 / FAX095-821-7395

E-mail：[56030@tobuttravel.co.jp](mailto:56030@tobuttravel.co.jp)

営業時間：月～金 9：30～18：00 (土曜・日曜・祝祭日休業)

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。

ご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

## ご旅行条件(要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、  
事前に内容をご確認の上お申し込み下さい。

### 1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、東武トラベル株式会社(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行(以下「旅行契約」という)が締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行業約款」という)によります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることが出来るように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込まさせていただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込を受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取扱い、所定の取消料の一部として取扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

### 3 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡します。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)以下「確定書面」というを旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合がございます。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

#### 4 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込をされた場合、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

#### 5 旅行代金に含まれるもの

- (1) パンフレットに明示した運送機関の運賃、料金(注釈のないかぎりエコノミーコース)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、及び消費税等諸税(但し、基準期日現在に公示されているものに限りです。)
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。  
上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻はいたしません。

#### 6 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます(但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります。)

区 分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあつては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%以内

- (2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶にかかる取消料の規定によります。
- (3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由にも基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます

#### 7 特別補償

当社は、第18項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

#### 8 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員署名なくしては旅行代金等の支払いを受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので、以下に異なる点のみをご案内します。

- (1) 通信契約の申込みの際に、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」といいます。)を当社らにお申し出いただきます。
- (2) 通信契約は、電話による申込みの場合は、当社らが申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社らが契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨をE-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

#### 9 ご旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2009年1月1日を基準としています。又 旅行代金は2009年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

#### 10 その他

##### (1) 国内旅行保険について

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社らの係員にお問い合わせください。

##### (2) 個人情報の取扱いについて

イ. 当社およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

ロ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認下さい。